

Title	セイの経済政策論
Sub Title	
Author	増井, 幸雄
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1925
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.19, No.8 (1925. 8) ,p.1091(1)- 1159(69)
JaLC DOI	10.14991/001.19250801-0001
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19250801-0001">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19250801-0001</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

宮内省御用達

株式東洋軒

電話高輪 特長二、八七〇  
二、八七一

○生命保險會社協會地下室

東洋軒支店 丸の内 一、六二三

三田學會雜誌 第十九卷 第八號

セイの經濟政策論

增井幸雄

(1)

J.-B. Say の *Traité d'Economie Politique* に於ては經濟學を頗る物質的に解して、之を以て、社會的の富が如何に生産せられ、分配せられ、消費せらるゝやを説明する學問なりと做した。然るに後年の述作に係る *Cours d'Economie Politique Pratique* に於ては之よりも廣き見地に立ち、斯學を以て社會の生理學であり、人間社會の存續に必須なる自然的恒常的の法則の知識であるとするに至つた。然し、何れにしても、經濟學は意見や主張にあらずして説明であり、斯學上の眞理は案出するものにあらずして發見するものであるとする點に於ては何等意見の相違を生じて居らない

のであつて、純然たる客觀的態度を以て事物が如何やうに在るや、又、如何やうに起り來るやといふこと、即ち事物の本性を窮めることが根本であるとして居るのである。彼れは *Traité* の總論中に、同書執筆の態度を叙して居るが、其の一節に於て、  
「予は何等自利に基づく見解を有せず、何等支持すべき自説を有せず、何等立證すべき論旨を有せざりき。予の目的とする所は、單に、富が如何に形成せられ、分配せられ、破壊せらるゝやを説明するに在りしなり……」  
と云つて居るのは、經濟學をば事實の有りの儘を觀察し説明して其の間に恒常不變の法則を求めたる所の科學として見て居ることを示して居るのである。

(1) Say は同書に題して *Traité d'Économie Politique, ou simple exposition de la manière dont se forment, se distribuent et se consomment les richesses* 云つて居る。

(2) *Cours*, Edition Bruxelles, p. 1-2. (以下、本書の引用は此の版に據る。)

(3) 「是等一般的の法則は物質界の法則と同様に、確實に事物の本性より出で來るものなり。想像によりて獲るものにあらず、發見するものなり。……*Traité, Discours Préliminaire*, Ve éd., Tome I, p. xxvii. (以下、本書の引用は此の版に據る。)

(4) *Traité*, do. p. lxxvii.

然しながら Say は、經濟學を以て社會の生理學なりとなしつゝも、進化することなき人體と、進化し得る社會との相違を知つて居り、屢、過去の歴史を顧みて社會が如何に知的にも物的にも發達し來れるやを見て、將來も益々此の進化を續け行くものなること、否、續け行くべきものなることを確信し、之を暗々裡に前提して其の立場から現在の發達を以て未だ不充分なるものありとなし、一層開明せる社會への進展に憧憬して居る。彼れは云ふ。「一層進歩せる社會状態を未だ嘗て見聞したることなき人々にありては、斯かる社會状態は存在し得ざるものなりと斷ずる者少なからざる所にして、彼等は現行制度の下に於ける弊竇を是認し、事態は正に斯くあるの外なきものなりと稱して自ら慰めつゝあり。……歐洲の多數諸國は外見上に於ては可也の繁榮状態に在り……と雖も、而も是等諸國の状态を以て、此の上に望むべき何物をも餘す所なきほどに進歩せるものなりとは信すべからず。有らゆる享樂を恣にして豪華な生活をなしつゝある、大分限者こそは、事態を圓滿に進行しつゝありと思惟することを得むも、吾人の見て以て繁榮状態に在りとなす諸國に於て斯かる享樂に與かり得るもの果して幾許を算へ得べきや。多くと

も十萬人に一人を出でざるべく、所謂清廉なる安易を享受し得るものとても恐らくは千人に一人は是れあらざるべし。富裕の飽滿と相並んで貧窮の憔悴あり、一方には享樂に耽りつゝある者あるに反して、他方には已むを得ず勞働しつゝある者あり、一言にして云へば、赤貧にして焦眉の急に迫れる缺乏の存する眞唯中に於て、最も無用なる浪費の行はれつゝあるの事實は、吾人の至る所に目撃する所たるなり<sup>16)</sup>。

(e) *Traité. Disc. Préf. p. xvj-xliij.*

尤も、*Sey* は、社會をば一個獨立の活物と見、それ自身の生を營みつゝある有機體と見て居る。既に前年の著たる *Traité* に於ても、社會は吾人を成員とする活物にして、……大多數の人々が社會の如何に活くるものなるやを知ることなくともそれ自身活きつゝあるものなること疑なし<sup>17)</sup>と云つて居るが、後年の著たる *Coësis* に於ては更に進んで、國と呼ぶ政治的社會は人體と同様に活物なり。そは之を構成する諸部分の活動によりてのみ存續し生活すること、恰かも個人の身體が其の各器官の活動によりてのみ存續すると同様なるものありと云ひ、人體の各器官が吾人の意思如何に拘らず作用し活けると同様に、社會には人間の意思如何に拘らざる、吾人の任意に左右すること能はざる事物の本性あり<sup>18)</sup>と云つて、社會には一個の自然的なる秩序とも云ふべきものあることを信じて居る。此の點は、彼れが其の死に先つ數週間、コレージュ・ド・フランスに於て試みたる千八百三十二年度の經濟學講義の開講講演の一節にも現はれて居る。即ち云ふ。

「世人は久しく次の如くに信じて居ました。即ち、政治體の存在は政府の中に在り、社會的秩序は全く技術の結果である、若し此の秩序に不完全な所や不便な所がありとすれば、それは立法者の側に於ける豫見又は堪能の欠如に基づき、或は此の複雑な機關の作用に配慮を與ふべき法官の側に於ける怠慢又は邪惡に基づくものである、と信じて居ました。Platon の *République*。とか、Thomas More の *Utopia*。とか、Harrington の *Oceania*。とか、其の他最近に現はれた幾多の提案の如き假想的社會建設案は斯くして生じたのであります。各人ともに、缺陷ある組織に代ふるに一層良好なる組織を以てし得ると信じて、社會には人間の意思に毫も依屬することなき、又吾人の任意に調整すること能はざる、事物の性質の存する

ここに注意を拂はなかつたのであります。：：然し、社會を構成する諸部分、社會を永續せしむる作用、一言にして云へば社會の生命は、決して人爲的な組織の結果にあらずして其の自然的構成の結果たるのであります。農夫が木を接木したり、壁に這はせたり、枝や新芽を刈つたりすることが出来るのは、植物物理學の法則に基づくのであつて、此の法則は人間が之を言ひ當てむと努め、時には之を知了するに至ることもあり、知識が充分になれば之を多大に利用することも出来ませんが、それは人間の技術よりも優越なものであり、如何なる農夫の力よりも優越なものであります。社會に就いても之と同様でありまして、立法者及び行政官の巧拙種々なる專斷的行動、軍人及び牧師の干涉、全く偶發的な突發事件等は、社會にとつて有利又は不利なるものがあり得るけれども、而も社會を生き且つ存続せしめることは出来ませぬ。生命は人爲的には作り得ないものである。：：政治的社會が最も速かに發育するのは、人爲的組織の感知せらるゝこと最も少なき所：：に於て見られる所でありませぬ。

Sayが *Traité* の總論の終りに於て經濟學の進歩と社會の發達とを叙したる際に、人知の進歩につれて偏見の凋落を來し、科學の發達につれて學問の權威を増し、幾多の障礙原因の發生するや自ら新局面の打開せられたることを指摘して、障礙の存する所、之と相並んで希望の生ずること斯くの如きものあり、而して人間社會をして更により將來に向つて進ましむるの刺戟が其の全幅の効果を現はすに至るべきこと斯くの如きものあるなり、と結んで居るのも、社會の自然的自發的な發達を信じ其の活力の作用を信ずることを表現するものと見られ得るのである。

(9) *Traité. Disc. Prelim.* (Tome I, p. lxxxvj.)

(7) *Cours, Considérations générales.* (p. 2.)

(8) *Oeuvres Diverses de J.-B. Say.* pp. 181-2. 此の言は *Cours* の劈頭にも述べてあるが、開講講演に於ては、右の引用文の後に、途上で教俗兩界の王者高官の死を聞いて社會の轉覆を慮れたる一ナポリ人が、驚き恐れて自宅に逃げ歸つて夜の目も寝ずに明かした。が、翌朝に至つて常の如く隣人のマカロニを作る音や市場に通ふ車の音の平然たるを聞いて、*Il mondo va da se.* と私語した。云々、といふ Galiani の一挿話を引用し、それから推して、結局各人は自己の仕事に従事するのが根本的で他は總べて附隨的・一時的のものである、假令惡意ある少數の者があらうとも、靜かに自己の職業を行ひ同胞と平和に生活するにあらざれば満足するに足るの生活を期待するを得ずと信ずる多數

者に壓せられて了ふこと明かである、と言つて居る。(p. 182.)  
(6) Traité, Discours Préliminaire, の最後の一句。

然しながら Say は右の講演中でも云つて居るが、人間の意思は社會の布置配備に毫も影響せずと做すものではない。(10) 「社會には事物本然の性質に基づきて發生し、従つて全然之より免るゝこと能はざるが如き弊竇の少なからず存すること」疑ふべからざる所ではあるが、然し、匡正するとの單に可能なるのみならず、又實に其の容易なるが如き弊竇も少なしとせざる(11)とは彼れの斷言して居る所であつて、殆んど何れの國に於ても、弊の多くは其の存するが爲めに利しつゝあるが如き特權者をして些の犠牲をも拂はしむることなくして匡正し得るものであり、何人にとつても有利無害なる改革手段が世人の無知の爲めに排斥せられつゝあるとが少なくないことへ附言して居る。(12) 然らば、斯かる改革手段は何處に求めることが出来るか。Say は之を經濟學の知識に仰ぐことが出来ることと做して居る。即ち云ふ。Smith の時代に至るまで殆んど總べての著者は、自己の主たる天職は當局者に忠言を與ふることに在りと思惟し居たり：：しが、事實と、其の相互關係と、其の結

果とを理解すること頗る不充分なりしが爲めに、意見の一致を見るに至らず、従つて要路の人々は苟くも原理原則に類するものは一切これを輕蔑するの風を裝へり。然るに、經濟學が社會の經濟を支配する諸法則の説明たるに至つて以來、眞實の政治家は經濟學の研究に無關心たるを得ざるを了解し、建築に力學上の法則の知識を藉るゝ同様に、或る行爲の結果を豫見せむが爲めには經濟學の知識を藉らざるを得ざるに至れり(13)。又曰く、社會の苦惱を救ひ其の健康と幸福とを保證するの手段にして存すせば、社會の諸器官の性質と作用とを了解するの大なるほど益々この手段を發見すること容易となり、斯かる手段を採用することも益々適當となるべきこと明かなり。然るに、今、生理學の人體に於ける關係は、恰かも經濟學の社會體に於ける關係と同一なり。自然的の諸器官とは如何なるものなるかを教ふるもの、人間及び事物の性質そのもの、要求によつて生じ其の機構と作用とが國民なる大團體を構成する所の諸器官とは如何なるものなるかを教ふるもの、それは經濟學なり(14)。

(10) Œuvres Diverses p. 181; Cours. p. 2.

(11)(12) Traité. Disc. Prélim. (p. xcij-xciv.)

(13) Traité. Disc. Prélim. (p. xcviij-xcix.)

(14) Œuvres Diverses. pp. 183-4.

斯くして Say は、原理原則の示す所に従つて行動すれば政策の不定を免がれ得るをなし、朝令暮改の不利は悪制度より良制度に移る場合に於ても見受けられる所なる旨を述べて急激の變化を戒しめて居る。曰く、禁止排外の制度が産業の發達を害し、國富の増進を妨ぐることを甚しきものあるは疑なし。然れども其のたゞ樹立したる制度を急激に廢止するが如きことあらむか、忽ち多大の弊害を來さざるを得ず。主たる弊害は、悪制度によりて悲しむべき方向に投入せしめられたる資本と才能とが、大なる損失を蒙ることなくして用途を變せしめらるゝこと能はざるの一事より來る。弊害を來すことなくして一層良好なる事態に到達せむが爲めには、無限の手腕によりて按配せられたる漸進的の方策を必要とすること、恰かも、旅行者が北方極寒の地を過ぐるに際して手足に凍傷を生じたる場合に、急激なる恢復に伴ふ危険を避けつゝ、患部に生命と健康とを與へむが爲めには、目

に見難き程の漸進を以てするの外なきと異なる所なし<sup>(14)</sup>と。又、改革の要を説き其の急を戒しむると同時に、理想を畫くを戒しめて居る。曰く、政治及び道德の専攻も重要な知識の體系を構成するものなれども、之を社會に應用あらしめむが爲めには先づ社會體の生理を知ることを要す。……前代の政府の所言を信じ之を研究することなくして是等政府を正しく理解せりと思惟する政府、何事をも改革せむと欲せざる政府は、自己の舊慣墨守に名づくるに實際的の名を以てするに満足するものに外ならざるも、而も他方、事物の本性の許容する所のものと排斥する所のものとを等しく知ることなくして徒らに改革に焦慮する人々は、自己の利福のみを欲して國に多大の害を爲すものなり。變更すること、一の制度に代ふるに他の制度を以てすること、弊に代ふるに他の弊を以てするとは、改革にあらず<sup>(15)</sup>。……改革に當つて、絶えず之を目標として進むべき完全の理想的典型を腦中に畫くは空想を目標とするの危険を冒す所以なり。自然の諸法則も社會の諸法則も、共に吾人の思惟の中に在らず。造物者の意思によりて定められたる事物の本性の中に在り。吾人の野心は、之に合致せむが爲めに之を研究するに在るべきもの

にして、架空的な完全を主張すべきにあらず。如何なる状態が他の如何なる状態よりも不完全の程度少なきや、又、人の優れりとして撰び取るものには如何なる手段によりて接近し得るや、を知るとは既に哲學に於ける一大進歩なりとすべし。

(15) *Traité. Disc. prélim. (p. 61.)*

(16) *Cours. IXe Partie, Tableau général de l'économie des sociétés. IIe section. (p. 560.)*

(17) *Cours. do (pp. 560-1.)*

斯く、實際に於て改革手段を採用する場合の注意をすら與へて居る所の Say も、國家には國民の經濟生活に干渉するの權能ありや否や、或は之に干渉するを可とするや否や、といふが如き絶對又は便宜の點よりする國家論を試みては居ない。然し、政府が現に爲しつゝあるが如き行爲、經濟生活に對して行はれたる又は行はれつゝあるが如き干渉そのものは之を考察の對象として居る。其の見る所によれば、人の目ざす目的に最も適合せる政治形態を決定することは合理的政治學、特に經驗的政治學の職分とする所であるが、經濟學は、政治を指導する動機を考察せずして、立法部及び行政部より生まれ出づる其の行爲を考察する。文明が與へる

所の安全と、平和と、以て満足するに足るほどの生活とは、共に尊重に値する利益であつて、それは政府の下に於てのみ獲得せらるゝものであるが、然し、如何なる價格を拂つても高きに過ぎることなしと云ふ程に貴重なものではない。政府の横暴や氣紛れから生ずる弊は少數者に及ぶに過ぎないが、財政の窮乏に基づく公債からは多數者に對して最も堪え難き永續的の困惑を生ずる。而して此の困惑は政府の浪費又は之を導く謬説に源を發するのであつて、是等の動機は何れも經濟學の範圍に屬する、と云ふのである。(18)

(18) *Cours, Partie IX, Tableau Général de l'économie des sociétés, § 2. (pp. 557-8.)*

然しながら彼れの所論は、國情を判断して目下如何なる政策を探るを可とするやの時務論ではない。尤も、彼れの取扱つて居る諸經濟政策は其の當時まで諸國に行はれ來つたものゝ外に、當時に於てナポレオン政府の下で行はれて居た現實の諸政策にも觸れて居るの點から見れば、少なくとも一部分は時務論と見做され得るとも云ひ得られないことはないが、然し其の論ずる態度は、大體に於て、採用せらるゝ政策は如何なる結果を生ずるやの因果關係を客觀的に説明するに止めて、



其の採用の可否を云ふことが極めて少ないのである。元來彼れの見るところによれば、經濟學は他の何れの科學とも同様に、單に説明的なものであつて、或る行爲を命令し、訓戒し、懲誨すべきものではない。「科學は、それが其の構成する希望如何を、又は世人の目標とせざるべからざる目的如何を決定せむことに干與する場合には、其の瞬間から、知見を博めむと努める人の企つる所と異なる企圖を示すことになる。従つて其の結論は、黨派心の警戒する所となり、世人の信認を喚起すること能はざるに至る。事實が如何に相互關聯するやを知らる人も、若し『斯くせよ』『斯くする勿れ』と云ふことあらば、自己の意思として發言することとなる。『汝若し斯く爲さば、汝の行爲の結果は即ち斯くの如し』と云ふ場合には、事物の本性の意思を宣言するに過ぎずして、其の言は全幅の權威を有するであらう<sup>(19)</sup>。此の故に、彼れは、過去又は現在に於て政府の採用する所となれる、又は採用し得べき諸政策は如何なる結果を生ずるや、現に存する弊害の原因は何れに在るや、といふ因果關係を客觀的に説示するに止めて、特定手段の採否を推奨又は排斥すること少なく、利害の兩方面を示して、以て事に當る人の自ら取捨の判斷を爲すに委せむとするもの

に外ならない。蓋し彼れは、功利主義を信奉するものであつて、苟くも理性ある者は當然に害を捨て、利を取るべきことを信じて居るからである。<sup>(20)</sup>

(19) Cours, Histoire abrégée de l'Economie Politique, IIIe Époque. (p. 569.)

(20) 彼れは Cours, 公刊後の執筆に係る Essai sur le principe de l'utilité, なる論文中に於て次の如くに云つて居る。「或は吾人の必須なる慾望を充たすことにより、或は吾人の享樂を増すことにより、或は吾人の嗜好を満足せしめることによりて役立ち得る物は、總べて有用なる、效用を有するものと見做す。凡そ其識ある者は總べて其の幸福に貢獻し得るものを欲し、彼れに不安、苦痛を生ずるものを排斥するものなるが、效用とは物が吾人をして苦痛、悲哀、恐怖の原因等の如き惡を免れしめ、快樂又は其の原因の如き善を興ふる傾向に外ならず。然らば、社會を爲せる人間にまつて最も重要なものは、最も有用なるものは、即ち彼れにまつては一層大なる尊重に値し、彼れの努力の目的たるに一層よく値するものにして、人は公私の行爲に對する褒貶をば、之によつて人間の享受し得る善の分量を増減せしむる傾向の程度に従つて之を定む。吾人が、物又は行爲に對して拂ふ尊重をば此の效用の程度に比例せしめること、之を功利の原則と呼ぶ」と (Essai sur le Principe de l'Utilité, 2. I. Œuvres Diverses, pp. 717 et seq.; Cours, p. 670 et seq.)

經濟生活に對する國家の干渉に就いての Say の意見は諸所に述べられて居るが、就中、Traité にあつては第一篇の第十七章及び第十八章、第二篇の第七章第四節

第八章第一節等に於て、又、Cours. にあつては第四部の第七章乃至第二十一章、第五部の第十章、第十七章等に於て最も能く之を窺ふことが出来るのであつて、其中には富の分配に關するものも幾分か示されては居るが、其の主たるものは生産の方面に關するものである。以下その大要を窺ふこととする。

## (II)

Say は、經濟生活を詳細に分説したる後に之を總括して概観する Cours. の終りの一篇「社會の經濟の概観」の最後の頁に於て云つて居る。「社會體は、それ自身、その本性上、一個の活物たること、之を組織する分子の第一たる個人の身體の然ると異なる所なし。それは、其の動力を外界の力より受けず。其の行動の原動力はそれ自身の内に在り。云はゞ生きたる機械なり。政府の力は、恰かも時計の運行を包む箱と同様に、それにとつては一個の保護物に過ぎず。吾人は、國家をば一の家族なりとし行政長官を家父なりとする時代後れの所説の誤謬を屢々感じたり。：：國家にあつては、家族の場合と反對に、社會體の維持を與ふる着想、資本、實行は被治者の間に存す。活動の思惟は其處に在り。自然法則の研究も、社會の所得の

發生も、生産的企業の創生も其處に行はるゝこと。彼れが國家に於て生産事業に干與する事を如何に見るか、聽て右の所言からして之を推知する事が出来よう。

(1) Cours, IXe Partie, Tableau Général de l'économie des sociétés, § 2. (p. 561.)

富の生産に關する政府の干渉の最も極端に馳せたるものは、政府自ら手を下して生産事業を經營する所の國營事業の場合である。然るに、*le* は、生産とは生産費と效用との一大交換であると觀じ、效用の總量中に於ける自然無償の效用の割合を大ならしめ、人爲に基づく效用の割合を小ならしめ得るに至るほど、換言すれば生産費の投入を割合に減少せしめ得るに至るほど人類の爲めに幸福を増すものであると做して居る。から、費用と價值との比較を以て利害が判斷されると觀ずる。此の故に、*Tableau* 第一篇第十八章の劈頭に於て斷じて曰く、

「凡そ如何なる企業と雖も、生産の爲めに消費せらるゝ價值が生産物の價值を超過するに至る場合には損失を來すものなり。斯かる損失を來すものが個人たらむとも將た又政府たらむとも、そは一國にとつては等しく眞實の損失たるものにして、國內にはそれだけ價值の減少を來す。假りに、此の場合に政府は損失

すとも之に備はれたる役員勞働者等は利得する所ありしなりと主張する者ありとするも、斯くの如きは何等の價值なき空論なり。若し企業にして自ら支ふる能はず其の費用を支拂ふに足らずとせば、其の結果として生ずる缺損は必ずや政府に經費を提供する納税者によりて支拂はれざるを得ず。生産者は其の生産物によりて支拂はるゝを可とす。無償の貢賦によりて支持せらるゝは事の宜しきを得たるものにあらず。假令政府が其の企業に投ずるに關稅收入の如き政府固有の收入を以てすとも矢張り損失は存すべく、其の損失は等しく國民の負擔に歸するものなりとす。

斯くして Say は、佛蘭西政府の經營しつゝあるゴプラン織セーヅル燒の如きは國民にとつて富の源泉たらざるのみならず損失の恒久的一原因なりとなし、又、恐らくは其の他何れの國營生産事業も同様なるべく、現に外國小麥の買付輸入の如きは明かに損失の歴史を残せる旨を附言して居るのである。(3)

(a) Cours, Partie I, ch. IX.

(c) Traité, Liv. I, ch. XVIII (Ve éd., t. 1, pp. 339-343.)

然し、世には、如何に誤れる施設でも何等かの理由を以て辯護せられ得ざるものはない。故に Say は、筆鋒を斯かる辯護論の論破に向けて居る。即ち、斯かる犠牲も、下賜贈進を行ひ宮殿を飾るの手段を國王に與へむが爲めには必要なりと做す者に向つては、假りに其の必要ありとするも、壯麗と寛容とに要する犠牲に加ふるに更に資金の用法不適當より生ずる損失を以てするは國の利益とする所にあらず、寧ろ與へむとする所のものを卒直に買入るゝに於ては費用少なくて品質之に劣らざるものを入手することを得むと答へて居る。(4) 然し、(5) は、其の所論を、單に身を政府自身の立場に置いて自ら作るを民間より買入るゝと何れを利ありとするやの比較打算のみに止めては居ない。國民の産業を以て社會の經濟の原動力なりと考へて居るが故に、國營事業が國民の産業に如何なる影響を與へるかを考慮の中に入れて居るのであつて、國營生産事業は右述の如き算盤上の不利ある外に、更に個人の産業、特に國家に對する競争者の地位に立ち得るが如き個人の産業に害を與へるの不利が伴ふと做す。曰く、國家は、農工商の何れの企業者として、等しく資金を擁すること大に過ぎ、而も企業の成否に利害を感ずること不

充分なるものなり。生産物を原價以下に賣るも損失は經營擔當者の懷中より支拂はるゝにあらざるが故に、依然として事業を繼續すること不可能にあらず。又、物の價格の間に自然的に生ずる均衡を甚しく攪亂するほどに多量の生産物を短期間に消費し又は買占むることもありて、生産者の意氣を沮喪せしむること他の何れのものよりも甚しきものあり<sup>(4)</sup>。

(4) *Traité, loc. cit. (t. I, p. 341.)*(5) *do. (p. 342-3.)*

尤も國家は一國全體の利益を代表するものであるから、此の點からして或る程度までは他の利益を犠牲に供しても或る事業を管掌しなければならぬ必要を生ずることがある。そこで例へば軍艦火藥の製造の如く、政府が自己の使用人以外に委するを得策とする企業も存す<sup>(5)</sup>と主張する者を生ずる譯であるが、Sayは、此の點に就いては、英國が之を個人企業に委して毫も不便を感じ居らず、佛蘭西に於ても銃砲車輛の如きは供給を個人より仰ぎつゝあるの例を引いて、右の理由は必ずしも國營事業を是認するの力なしと做し、更に加へて、凡そ政府は、政府の利害

と一致せざる、且つ一層重要な私的利害を別に有する代辦人の手を經るにあらざれば何事をも爲すこと能はざるの不利を免がれざるの結果として、其の締結する一切の契約に於て欺かれつゝあるものなるが故に、自ら生産者となりて更に欺かるゝの機會を多からしむべきにあらず。寧ろ個人間に競争を行はしむるを適當とす<sup>(6)</sup>と附言して居るのである。

(6) *Traité, loc. cit. (p. 343.)*

斯く、國家が直接に生産事業に手を下すことを不利として排斥する Say は、私的生産事業に對して間接に助力便宜を與へることは國家の有利になし得る所であるとす。即ち、此の種の施設として彼れは第一に交通機關を擧げて居るのであつて、道路橋梁、運河、商港等を適當に建設し維持するときには同一の費用を以て一層多量の生産物を獲得するを得しめるものであり、是等の施設を利用する大小一切の貨物に就いて計算するを得ば測り知るべからざる程の節約を來す、洵に交通の便宜は生産物中に存する自然無償の富にも匹敵するものであり、之なきときは自然の富も喪失せられるであらう、と云つて居る。第二には教育機關を擧げて居る

のであつて、大學、圖書館、公立學校、博物館等は新なる真理の發見、既知の真理の普及、企業者をして人知を欲望に應用するを得しめること等によつて富の生産に貢献すると做し、公費による見學視察旅行も同様の效果ありと做す。而して第三には、最も有力有效なものとして、生命、財産の安全を計ることを擧げて居るのであつて、斯かる保護のみを以てしても一般的繁榮に資することは從來案出されたる種々の干涉制限が之を妨げ得たる程度に優ること遙かに大なるものがあると做し、制限束縛は生産の發展を抑壓し、安全の缺如は生産をして其の跡を斷たしめると云つて居るのである。(6)

(7) *Traité, loc. cit. (p. 344 et seq.)*

(三)

國家は、自ら手を下して生産事業を經營せざる場合には、私的生産業の經營に對して種々の干涉を行ふこと、何れの國に於ても見受ける所である。斯かる干涉は其の目的の上から見て、之を、(1) 政府が見て以て他のものよりも一層庇護に値すと信ずる或る種の生産物を生産せしめむとする干涉と、(2) 政府の見て以て他の生産方法よりも一層望ましと判斷する生産方法を命せむとする干涉とに分つことが出来るのであつて、Sayは此の二つの場合に就いてそれ〴〵之より生ずる結果を檢討して居る。先づ前者から之を見よう。

凡そ、生産に對して何等の干涉も行はれざる自由の場合に於ては生産物の種類は如何にして定められるか。斯かる場合には、生産者は價格の高低否、一層正確に云へば、其の取得し得べき利潤の高低に従つて生産物の種類及び分量を定める。然るに、此の價格の高低は概して需要の大小と對應するものなるが故に、生産物の種類も分量も自ら大體に於て需要に適合することとなるのである。今、Say自身の言葉を以て之を表現すれば、社會に存する需要の性質如何によつて或る生産物に對しての需要は幾分か増加を來す。其の結果として、此の種の生産に於ては生産的勤勞は他の諸生産部門に於けるよりも一層多額を支拂はるゝこととなる。従つて、土地資本及び勞働を以て生産に参加する生産者は此の方面に吸引せらるることとなる。斯くして、生産物の種類は常に自然的に社會の需要に適合するに

至る」のである。

(1) *Traité, Liv. I, ch. XVII, § 1. (Ve ed., t. I, p. 206.)*

故に、今、若し政府當局者が口を挾んで、世人の生産せむとする生産物、一層多大の所得を與へる所の生産物を目して當を得たるものにあらずと做し、宜しく他の某々生産物を生産すべきものであると云ふが如き命を下すことあらば、政府は生産資料の一部をして需要の大なる生産物を犠牲として需要の小なる生産物に轉向せしめるものなることは明白である。加之、何れの國も地質氣候によつて自ら適當なる生産物の種類に相違あるが故に、温帶地方をして強いて熱帶地生産物を生産せしめむとするが如きは自然の助力を強いて辭退する所以であり、自ら自己の愚の犠牲となる所以に外ならない。堪能の極致は自然の勢力を最も有利に利用するに在る。癡呆の極致は之に反抗するに在る。蓋し、そは吾人の努力をば自然の吾人に喜んで貸さむとする力の一部を破壊せむが爲めに用ふるに外ならないからである。⑤ *Say* が強いて或る生産物を生産せしめむとする政府の干涉の結果を判断することは右の如くである。

(2) *Traité, loc. cit. (p. 207.)*

(3) *do. (p. 210.)*

然らば、政府は如何なる理由を以て、生産基本をして有利なる用途から強いて不利なる用途に轉向せしめむとするか。Say は云ふ。此の場合に政府の理由とする所は、先づ第一には、生産せらるゝ價值如何よりも生産物の種類如何が重要であると云ふに在る。例を農業上にとつて云へば、價值三十フランの稈を生産せむよりも價值二十フランの小麥を生産せむことを撰ぶと云ふに在る。然し、強いて小麥を生産せしめむとすることは、稈が小麥よりも高價なる場合には打算を誤つた處置であり、之に反して小麥が稈よりも高價なる場合には全く無用な處置である。⑥ 第二には、或る生産物に對して假令高價を拂ふとも、之を國內で買ふのは、假令廉價なりとも外國から買ふ場合に比して優つて居ると云ふ説を提出する。然し、斯くの如きは、凡そ生産物は或る分量の原料又は生産的勤勞を消費することによつて得られるものであり、此の消費される價值が國から失はれることは外國に輸出された場合と異なる所なきことを忘れたものである。⑦ 更に、工業の場合に於て、内國

産の原料を使用することを目して外國産の原料を使用することよりも一層多く自國の産業にとつて有利なりとする意見の如きも、種々の氣候に従つてそれ〴〵吾人の種々なる欲望を充たし得る多數の材料を供給する所の自然の恩恵に對して、吾人自ら進んで制限を加へむとする所以に外ならないのである(四)。

(4) Traité, loc. cit. (p. 208.)

(5) do. (p. 210-11.)

(6) do. (p. 212-13.)

斯くて Say は、凡そ如何なる生産物を生産するを最も利ありとするかは當業者に於て最も能く之を知ると做し、自利は最良の審判者なりと做して居る。即ちその云ふ所によれば、農業の生産の場合に於て、如何なる種類の耕作が一層多大の收益を齎らすやに就いては、土地に活き、土地を研究し、土地を試験しつゝありて之が最も有利なる利用に就いて何人よりも大なる利害關係を有する耕作者自身こそ、政府よりも一層よく知れるものなることは、問ふまでもなく明白な所である。或は、耕作者は市場の相場を知るのみにして一般國民の將來の需要如何を知ること

なしと主張する者あるべきも、斯くの如きは、産業能力とは如何なるものなるやを知らざるものであり、利益の爲めに耕作を入念ならしめる生産者の材能中には現在のみならず將來の需要をも豫見することが包含されて居ることを知らざるものである。若しそれ、戦時に當つて、都市が重圍の中に陥つた場合、一國が封鎖された場合、その他、終局の運命の如何になり行くべきやに就いて政府が個人の能く豫見し得ざることを豫見し得るが如き一切の場合に於ては、常規を以て律すべからざる例外を爲す。又、輸入原料による加工業の場合に就いて云へば、外國産の原料を自國に運び之に加工して價值を興へるに至つた場合には、吾人の行爲は常に有利にして國富の増進に貢献するものなるが故に、外國よりの輸入によつて供する犠牲は毫も憂ふべきものではない。自利は常に此の犠牲の限度と之より得べき賠償の限度とに對する最良の審判者である。時として誤ることなきを保し難しとするも、而も結局に於ては危険の最も少なき審判者であり、且つ最も廉價なる審判を下し得る所の審判者たるのである。唯、各個人の利益が互に他の牽制たらざる場合には自利は最早指針たり得ざるのみ。蓋し、一個人又は一階級が官憲に

依頼して競争を回避し得るに至つた場合には、彼等は社會の負擔に於て特權を得ることとなり、自己の生産的勤勞に基づかずして一部は彼等の利益の爲めに消費者に課せられる事實上の租税より成る所の利潤を確實に取得し得るに至るからである。(a)

(7) *Traité, loc. cit.* (p. 208, 9. et note)(8) *do.* (p. 212-3)(9) *do.* (p. 214)

生産物の種類を決定せむとする目的を以て行はれたる政府の干渉は、所謂マーカンテリズムの結果として、農工業の方面に於けるよりも商業の方面に於て一層甚しきものがあつた。而も、單に遠き過去に於て然りしのみならず、現にナポレオン政府の下に於て其の復活を見むとするの傾向さへ著しく目に着いた程であつたが爲めに、Sayは此の方面の干渉の検討には頗る力を入れて論じて居るのであつて、*Traité*に於ては第一篇第十七章第一節中に挿入したる可なり、長い岐論(Digression)に於て、又 *Cours.*に於ては第四部第十一章乃至第十三章に於てマーカン

テリズムの批評を試み、此の思想は(1)輸出超過は貴金屬の流入を來して國の利益となること、(2)貿易の差額を人爲的に左右し得ること、の二個の想定の上に立つものであるが、其の想定は共に支持し難きものなることを論證したる後、斯かる思想に基いて行はれたる商業制禦の結果如何を論じて居る。

即ち Say は第一に、マーカンテリズムによつて最も多く採用された手段、即ち外國品の輸入禁止及び外國品に對する輸入税の賦課を採つて先づ其の生せしめる結果を検討する。曰く、「政府が或る種の外國商品の輸入を絶対に禁止するときは、斯かる商品の生産者の爲めに、其の消費者の利益に反して一個の獨占を樹立せしむることとなる。斯かる商品の内國生産者は之を販賣する排他的特權を有するが故に、其の價格をば自然的の價格以上に引上げ得べく、又、内國消費者は彼等より買ふの外なきが故に之に對して一層高價を支拂はしめらるゝものにして、斯くの如きは、吾人の欲望満足の前に横はれる自然的の困難を更に増大せしめて消費者の利益を害し、而も結局何人をも利する所なきものなり。蓋し、内國製造業者間の競争によりて其の利益は他の諸産業の利益と同じ水準にまで引下げらるべ



き以てなり」<sup>(9)</sup>。「禁止の代りに輸入税の支拂を命ずる場合には、同種生産物の價格をば税額だけ高からしむるの特權を内國生産者に與ふるものにして、此の差額だけは内國消費者をして之を支拂はしむることとなる」<sup>(10)</sup>。

(10) Traité, loc. cit. (p. 248.)

(11) do. (p. 249-50.)

禁止及び輸入税も、他の有らゆる誤れる施設と同様に、有らゆる理由を以て世人の辯護する所となつて居た。そこで Say は、是等の辯護論に其の駁撃の鋒を向け、之を紛碎せむと試みて居る。其の所論は數十頁の長きに亘つて居るが、之を約言すれば大體次の如くである。曰く。世には、禁止及び輸入税は假令消費者の利益を害するものなりとするも、之によつて生ずる利潤は同胞に與へらるゝが故に、一國が消費品の大部分を自給するに至らむが爲めに高價を支拂ふとも有利なりとしなければならぬ、との論を作す者があるが、自國の得意とする生産物を以て他國の得意とする生産物を買ふを以て利ありとする。一國の場合と一個人の場合とは同一に論じ難いと反對する者あるべきも、兩者の間に異なる所は、僅かに、個人

は二個の意思を有することあり得ざる單一人たり、生産者として獨占の利を占めむよりも消費者として低廉に購入するを利ありとする單一人たるの一點に存するのみ。禁止及び輸入課税を當局者に要請する、内國の生産者は、之を以て國益なりと號するも、實は隣人よりの擄取に外ならない。世人は消費者をして高く支拂はしむるの弊に氣付き居らざるも、消費者各個の日々餘分に支拂ふ高は僅少なりとも其の一年内に於ける消費總額に就て見れば巨額に上るものであり、而も消費者は國民の全部である。云ふ勿れ、消費者は他方に於て同時に生産者たるが故に、一方に於て失ふ所は他方に於て之を恢復しつゝありと。人は自ら失ひつゝあるよりも一層多くを儲けつゝありと信じ易いものである。或は輸入税を辯護して、之は自國に於ける金利の高きより生ずる不利を相殺せむが爲めなりと云ふ者あるべきも、却て國民をして外國に於ける低利、従つて外國品の低價の利益に浴せしめるを可とする。輸入を自由ならしめるときは内國生産者は外國生産者の爲めに顧客を奪はれ而して内國の貴金屬に沾濁を來さむと云ふ者あるべきも、貴金屬の流出は恐るゝに足らない。蓋し、正貨減少するも他の流通手段によつて代位せ

られ補足せらるべきのみならず、貴金屬の減少より來る其の價値の騰貴は再び其の輸入を招徠するであらうからである。若しそれ禁止制度に至つては、之を對内的に見れば、法律上では平等普遍的たるべきも事實上に於ては部分的たるべきが故に、生産者の一部分のみが利を占めることとなり、而も其の利益は關係者間に不平等に分配せらるゝのみならず、消費者に對しては金錢上の損害を與へ又は全然之より一部の享樂を奪ひ、一國の産業に對しては取引を禁じ其の方向を變更せしめるの損害を與へることがあるのである。輸入禁止が行はれつゝも繁榮を極める國あるは、禁止あるの故を以て然るにはあらず、恰かも人體が種々の創痕を蒙るにも拘らず活力ありて治癒し發達すると同様に、別に繁榮の原因が存するからである。又、之を對外的に見れば、一國は禁止によつて、他國をして資本産業の有利なる利用方法を失はしめるの損害を與へ得ることは事實であるが、然し之から産業を奪ふことは出來ないのであつて、單に双方の不便を増すに過ぎず、何等富の増加を來さしめ得ないのである。ナポレオンの大陸封鎖が、其の目的を果すことなくして、却て大陸諸國の通商に便するに終つた如きは、正に其の適例である。(12)と。

(12) *Traité, loc. cit. (p. 250-66.)*

斯くして Say は Smith が、(1) 國防上の見地より外國の供給に依頼するを不可とするが如き産業を樹立せむと欲する場合、(2) 同種生産物が既に内國税を課せられ居る場合には、輸入税を設くるも可なり、と做せる説を引用し來つて之に對してすらも批評を加へて居る。即ち、右の第一の場合に關しては、硝石が非常時に對する準備として一國に蓄積せらるゝことは平常之を外國に仰ぎつゝあるの大なる國ほど益々大なるを得ること經驗の示す所たるより見れば Smith の云ふ所は何等有力なる理由とはなり得ないと云ひ、而して第二の場合に就いては、外國貿易による價値の生産が農工業による生産の現に負擔しつゝある租税を免除さるべき當然の理由なきが故に、既に或る貢賦が必要と認めらるゝ以上は總べての生産をして比例的に之を負擔せしむるを正當とするも、唯、元來租税は國富に貢獻するものにあらず、之を支拂はざるべからざることは一個の不幸であり此の不幸は出來る限り少なきを可とするの一事は之を忘れてはならないと云ふ。(13) Say が輸入税を是認する範圍並びに程度は極めて少なく限局されて居ること斯くの如くである。

(E) Traité, loc. cit. (p. 266-8.)

Say が商業に對する國家の干渉手段として第二に採つて検討して居るのは輸出獎勵金下附の制度である。諸國政府は、外國生産物の輸入を妨げることのみを以て満足せずして、事全く不可能なるにも拘らず自國は買ふことなくして専ら賣ることを要すとの信念の下に、内國品を外國に輸出する人々に向つて屢、獎勵金を下附したのであるが、Say は此の制度を次の如くに觀察して居る。即ち、政府が輸出に際して商人に獎勵金を與へる場合には、商人をして商品が外國に到着するまでに要する費用以下の價格を以て賣ることを可能ならしめるが、それは政府が外國の消費者に對して進物を與へる所以に外ならないのであつて、商人自身は斯かる取引によつて損失を蒙ることなきを得るも國は之によりて損失することとなる。若し又獎勵金が輸出の際に與へられずして生産の源泉に於て與へられる場合には、生産物は内外の市場に賣られ得るが故に内外の消費者全般に進物を供する所以となるのであるが、通例見受けるが如くに生産者が獎勵金を受けつゝも賣價を自然的價格の程度以下に引下げざる場合には、自己の産業の通常の利潤を收

める生産者に對して更に政府から進物を供する所以となる。若し又、獎勵金が、之なくしては生ぜざるべき生産物の創造を來さしめる場合には、斯かる生産は元來價值以上の費用を要するものなるが故に、茲に一個の不利なる生産を生ぜしめることとなるのであつて、費用が價值を超過する額だけ國民にとつて損失となる。一般的に、凡そ何等かの利潤を生じ得るが如き産業は何等獎勵金を必要としないものである、之に反して、何等の利潤をも生じ得ざるが如き産業は毫も獎勵を受くるに値しないものである。個人に對しては何等の利潤をも與へざるが如き産業によつても國は利益し得ると云ふが如きは空論である。國は個人の手によることなくしては何等の利をも得ることが出來ないのである。又、國家は獎勵に費やす以上のものを斯かる生産物に對する課税によつて獲得すると云ふが如き議論は、右手で與へて左手で取り上げるものに外ならずして、寧ろ獎勵金の額だけ租税を減ずるを以て一層簡單なりとし且つ獎勵金と租税との取扱費用を節約する所以ともする<sup>(E)</sup>と。

(F) Traité, loc. cit. (p. 272-6.)

斯くの如く、獎勵金を以て國富の總額を減少せしむるの支出なりと做す所の Say も、一國にとつて斯かる犠牲を拂ふを利ありとする場合ありとて例外を認め居る。其の第一は、國家の安全に必要な生産物を自國に確保せむと欲する場合、第二は、獎勵金が曩に支拂はれたる輸入税の返戻に外ならざる場合、第三は、初めは損失を見ても數年後には明かに利潤を生ずるに至るべきが如き生産の場合、即ち是れである。尤も、此の中の第三の場合に對しては、如何なる獎勵金を以てするも、一國の資本の活躍せしめ得る程度以上に産業を増進せしむること能はず、唯そは資本労働の轉置を來さしむるに過ぎず、而も此の新なる用途が果して社會にとりて一層有利なるべきを保すべからず、…或る産業を樹立すること能はざる場合に於ても一國は必ずしも貧を加ふることなしと做す Smith の反對意見があるが、Say は Smith の此の言には道理ありと做しつゝも、各人は自己の産業の使用に關する最良の判斷者なりとの一般的命題に對して修正を加へ得る場合少なからずと做し、未だ總べての國が Smith 著作の當時に於ける英國人ほどに發達したる状態に達し居らずして、政府にあらずんば打ち勝つ能はざる偏見によりて資本を有用なる用途より遠ざけつゝある國も多々存すと云つて居るのである。(15) 猶ほ彼れは、天分又は熟練に基づける異常なる努力に對する褒賞として藝術家及び工匠に公然と與へらるゝ賞金又は表彰の如きは、競争を刺戟し一般的の知識を増進せしむるも、而も資本及び勞力を其の最も有利なる用途より轉向せしむるの弊なし、加ふるに、之に要する費用は他の種類の獎勵に要するものに比すれば物の數ならず、として之を是認し推獎して居る。(16)

(15) Traité, loc. cit. (p. 276-9.)

(16) do. (p. 280-1.)

## (四)

政府の見て以て適當なりとし望ましとする所の生産方法を採用せしめむことを目的とする干渉は、農業の方面に於ては行はれることが少なかつた。之は、農業上に於ける多種多様の作業を一々指揮し指導することが不可能であり、全國に亘れる大小の企業者の數が多大に上つて居り、生産物の價格が分量に比して小である等の理由によつて、束縛的な干渉が實行不可能なりしが爲めであつて、諸國政府

は、褒賞を與へるか、技術の進歩に貢献する訓令を與へるか、模範を示すかに止めたからである。然るに、工業の方面に於ては、右の如き干渉上の困難なきが故に、生産方法を決定するが如き干渉制禦が最も甚しく行はれた。<sup>(1)</sup>斯かる制禦の中で最も顯著なるもの、一は所謂組合の制度である。即ち *guilds* は先づ第一に組合制度を採つて之を組上に上せて居る。

(1) *Traité, Liv. I, ch. XVII, § 2. (t. I, pp. 281-3.)*

組合制度は、之を全般的に見て經濟上に如何なる結果を來さしめるか。 *Says* は、工業に對する政府の制禦は生産者數を減少せしめることを目的として、生産者數を直接に職權によつて限定したこともあり、又は生産者たらむが爲めには特定の條件を充たすことを必要ならしめたこともあり、職人組合親方制度、職業團體の如きは斯くして生じたのであるが、何れの手段によつても消費者の負擔を以て一種の排他的特權を樹立せしめ生産者間に其の利潤を分割するを得しめるの結果を生ずると斷じて居る。<sup>(2)</sup>勿論彼れは、職業團體が中世に於て工業の始めて興りかけた當時、並びに商人が貪慾飽くなき貴族の迫害を受け居たりし當時にあつては、工

業に對して多大の自衛的保護を與へるに貢献したものであるとて、過去に於ける其の效用は認めて居るが、然し、今や斯かる利益は全く失はれたと做するのである。<sup>(3)</sup>

(2) *Traité, loc. cit. (pp. 283-4.)*

(3) *do. (p. 285, an note.)*

然るに、親方制度を支持せむとする者は、此の制度は消費者に對して製作完全なる生産物を保證すると云ふ。之に對して *Says* は、斯かる保證の爲めには親方が廉直且つデリケートな人物より成れることを必要とするが、此のこと必ずしも常に期待せられない、と答へる。又、彼等は、此の制度は生産物の品質を検査して其の優良を保證する諸規則を實行するに便する、と云ふ。之に對して *Says* は、然し斯かる検査は有名無實となり、却て害を爲すことがある、と答へる。又、徒弟制度を支持する者は、長き徒弟期間はそれだけ技術及び製作の完全の保證となると云ふが、*Says* は之を信ぜずして、製作の完全を保證し得るものは労働者の技能と労働の價值に比例せる賃銀とのみなりと做し、徒弟制度が完全なる生産物獲得の手段たらざるの證據として、西班牙の生産物が英國の生産物に劣つて居ること、佛蘭西では徒弟

制度廢止以後に及んで始めて技術の發達を見るに至つたこと、習得の困難なる農夫の技術が何等この種の制度なくとも優良豊富なる生産物を擧げつゝあること等を擧げて居る。更に政府の種々なる干涉に左袒する人々は、干涉を受けることの多かりし英國の工業の繁榮しつゝある事例を擧げて自説の根據として居るが、Say は英國の工業の繁榮の原因は干涉多かりしの點に存せずして、英國民が自由と財産の保證を享有し、資本を有し、判斷力と勤勉の習慣とを有するの點に在りと做し、其の一例證として、英國に於て工業の最も榮えたるは職業團體なき諸都市たること、並びに、佛蘭西ではパリ城外の諸町村の如く免税の恩典に浴し且つ徒弟制度も旅稼職人制度もなき所に於て工業の發達驚くべきものがあることを擧げ、自利は最も熟練せる親方であると説き、組合及び親方の制度の發達を妨げたることは多數の事例が理論以上に有力に證明する所であると反撃して居る。若しそれ、若し總べての職業にして自由となることあらば、從業者中の多數は競争に壓せられて身を亡ぼすに至らむとの論に對しては、Say は利益を得るの望みなき職業に向つて多數者の突進するが如きことは有り得べからざる所である、假令時々斯

くの如き者が現はるゝとも、其の不幸は、永久に生産物の價格を高めて消費者を貧しからしむるに比較すれば寧ろ僅小である、と應じて居るのである。<sup>(4)</sup>

(4) *Traité, loc. cit. (pp. 286-95.)*

但し、右の如き見解は、他方に於て Say が規則を設くるにあらざれば他の市民に害を與ふることあるべき産業を或る制禦の下に置くを正當なりと做すを妨げないこと勿論である。Say は、内科醫、外科醫、藥劑師等に對して其の技能の保證たる試験を課するが如き、又は詐欺を防ぎ明かに他の生産又は公安を害するの行爲を防ぐが如き、又は製造業者に對して其の作り得たる程度よりも一層優良なる品質を表記するを禁ずるが如きは正當なる取締なりとして、之を是認し居る。<sup>(5)</sup> 點に於て、何等矛盾に陥つては居ないのである。

(5) *Traité, loc. cit. (pp. 293-8.)*

組合制度に對する Say の態度の峻烈なると好個の對照をなすものは、彼れの發明特許に對する態度である。彼れは、生産方法決定の效果あるものとして、個人が新規の生産物又は未だ知られざる方法を發明したる場合に於て此の生産物を製

造し又は此の方法を使用するの獨占權を與へる發明特許の制度を採り上げ、斯かる制度の下に生ずる結果如何を判じて云ふ。此の特權を得たる發明者は、爾後競争者なきが故に、特許期限内は、價格をば、自己の既に支出したる費用と其の利子とを償ひ且つ企業の利潤を得るに必要な程度以上に高め得るものにして、發明特許によりて多大の富を成し得たる者少なからず。然し彼れは、消費者をして企業の利潤を生ずるに要する以上の價格を支拂はしむる斯かる特權を以て決して不當ならずと傲して居る。蓋し、彼れに據れば、此の特權は、何等既存の産業を破壊又は妨害することなく、發明の費用は之を支拂はむと欲する者のみが負擔する、而して之を支拂はむと欲せざる者も爲めに欲望嗜好の満足の程度を減少せしめるに至ることはないからである。但し、Sayは、等しく特許であつても佛蘭西で與へられた輸入特許には賛成して居らない。それは屢、悪用されたのであつて、自己の製造上に外國人の技術を巧みに模倣しながら特許を得るに至らざりし恬淡なる工業者は、輸入特許を得たる山師的の商人の爲めに此の方法は余に屬すとの理由を以て法廷に訴へられたことが屢、あつたが、*ibid*は之を評して、外國に於ける慣行は書物と同じく萬人に向つて公開されたる知識の源泉なり、出來得る限り多數の人々をして之を汲み取らしむるを可とす、輸入特許は絶對に不可なりと云つて居るのである。

(e) *Traité, loc. cit. (pp. 298-302.)*

(7) *do. (p. 302.)*

發明特許を是認したる Say は、特許には種々の條件を附するを賢明なりとす。忠言して居る。即ち、若し斯かる特權を無期限に許與する場合には、當時は未だ今日に見るが如く國內の發明特許が外國に於ても保護せらるゝの制度なかりしが爲めに、外國に於ては自由に之に模倣して利益しつゝあるにも拘らず、國內に於ては他の生産者からは勞働及び資本を斯かる事業に投ずるの能力を奪ひ、消費者からは競争の定める低廉なる價格を以て購入するの利益を奪ふの不利を永久的ならしむることとなるべきが故に、之に期限を附するを賢明なりとして居り、又、特許を與へられたる方法が秘密に附せられ得る性質のものなるときは、期間満了後に至つて之を公表せしむるとも權利者の利益を損ふことなきが故に、期限満了の曉

に於ては之を公表するの義務を負はしむるを可とすと云つて居るのである。<sup>(8)</sup>

(8) Traité, loc. cit. (pp. 300-1.)

(五)

生産に對する政府の制禦干涉の結果を觀察して原則的に自由を可とする Say にとつては、之に反する獨占及び特權の如きものは總べて其の敵視する所とならざるを得ない。Say は、或る種の消費品を賣買し又は或る國と取引するの獨占的特權を政府から與へられたる個人又は會社を目して、消費者の負擔を以て自己と政府との懷中を肥やすものなりと做す。即ち、斯かる特權を得たるものは、競争者なきが故に、價格を自由商業の下に成立すべき程度以上に高めることとなる。勿論、此の價格は政府自ら之を直接に定むることあるも、然らざる場合には會社は價格の引上が賣上高の減少を來すことなき限り賣價の引上を制限することなし。何れにしても、消費者は消費品に對して其の價值以上を支拂ふこととなる、而して政府は斯かる獨占の利益の一部を自己に保留するを常とす<sup>(9)</sup>と斷じて居るのである。

(1) Traité, Liv. I, ch. XVII, § 3. (t. I, pp. 303-4.)

特權會社を辯護する者は云ふ。「或る國と通商せむが爲めには幾多の警戒施設例へば海軍の維持又は要塞の築造の如き事項を豫じめ行ふことを要し、外交上の手加減を行ふことを要す。然るに是等は獨り會社のみ能くする所なり。又、個人の惹起する紛争は通商に必要な調和を破るに至る<sup>(10)</sup>。然し<sup>(11)</sup>の見る所は之と正反對であつて、相手國との友誼關係を維持するの點に於ては、尊大にして且つ國家の保護の下に在りとの自覺を有する會社役員は、生命財産を危殆ならしむるが如き一切の行動を回避する所の個人よりも劣れりと做し、假りに特權會社なくんば貿易を行ふこと能はずとするも、斯かる貿易目的物は之を入手するに難からざるのみならず、之に對して一層高價を支拂ふの必要を生ずるに至ることもないと做して居る。<sup>(12)</sup>更に、特權會社を辯護する者は、會社は其の獨占的に通商を行ふ相手國に於て唯獨り買ふが故に競争なくして商品を廉價に買入れ得べし」と云ふが、之に對して Say の答へる所は次の如くである。曰く、假令一國に於て特權を與へられたりとも、外國の商人又は會社の競争を回避することは出來ない、買手間に



競争あるも之に基づいて價格の騰貴を來すことなき商品も少なくない、假りに騰貴する商品ありとするも、他の方面に於ては一般に是なりとせらるゝ競争の原則が何故に此の場合にのみ非なりとせられるか。更に、假りに會社は然らざる場合よりも一層廉價に買入れ得るとするも、消費者は此の廉價の恩澤に浴することは、特に價格の支配者たる會社が供給を強いて不足ならしめる場合に於て然り。加之、世界の各地に散在せる多數役員及管理の下に在る此の種の會社に免がれざる損失及び不正すらも消費者の負擔に歸する。會社の得る利益は國にとつての利益ならず、却て國民の負擔となる。斯かる會社は不斷の破綻原因を其の内に包藏して居るのみならず、國內に投資の途を求むる資本をして外國に遁逃せしめることすら稀なりとしない。(3)

(2) *Traité, loc. cit. (pp. 304-6.)*

(3) *do. (pp. 306-13.)*

吾人は既に、Sayが奨励金及び輸入税に關して、原則として之を非議しつつも特別の場合には之を是認し得ると做したことを了解したが、此の立場はSayが特權

會社の場合に於ても探る所となつて居るのであつて、商事會社に獨占的特權を與へることが遠隔又は未開の國土との間に新なる貿易を開始する唯一の手段たる場合には、必要と考へらるゝ期間を限つて斯かる處置を採ることも是認せらるべきものであるとして居る。蓋し、彼れの見る所によれば、斯かる場合には、特權は其の利益を以て冒險的企業に伴なふ危険と最初の試みに伴なふ費用とを償はしめる所の一種の發明特許となるのであつて、之なくんば生産物は入手し難くなるから消費者は其の高價に對して不平を云ふべきでない、と云ふのである。(4)

(4) *Traité, loc. cit. (pp. 313-5.)*

### (六)

以上吾人は、Sayが原則としては自由を可なりとし、制限奨励獨占特權等の如き凡そ自由に反する事項は僅かに例外的の場合に於てのみ是なりとするに過ぎないことを知つた。然しSayは、頗る一般的に適用ある此の自由の諸原則は必ずしもそれのみにて國民の營養の基礎たる小麥の取引の場合を律すること能はずと做して、此の場合に就いて特別の考察を試み、一般的原則に對して重大なる修正を

加へて居るのである。

Say は、他の商品の場合に於ては普通の商業あるのみを以て足れりとして居るが、小麥の場合に於ては之に加ふるに何等かの補助手段を以てするにあらざれば社會の欲望を充分に充たすことが出来ないと考へて居る。其の理由とする所は、小麥の供給は收穫の豊凶如何によつて必然的に過剰又は不足を生ずるものであるか、此の不足に備へむが爲めの貯藏は消費者商人國家の能くする所でないこと云ふに在る。Say は云ふ。人口は食料品と比例して増殖するものではあるが、人口の増減は食料品の收穫の豊凶相次いで起るほどに爾く迅速に發生するものでないから、食料品が豊年に過剰を來し凶年に不足を來すことは事物の性質上免がれざる所である。勿論供給の不足は他の商品の場合にも生ずるが、食料品の場合には、消費額多大にして普通商業の供給する所は需要に應ずるに足らず、長途の運送は價格を數倍せしめるのみならず、之が輸出國に於ても不足の爲めに輸出を禁止することあり、既に積出されたるものも海戰の爲めに到着の遅延することもあり、到着に極小の遅延を生ずるも一部の人々にとつては死の宣告となるの事情あるが

故に、其の配給を全然自由に委して顧みない譯には行かない。元來、食料の不足に備へる爲めには各家庭に於て備荒貯藏を行へば宜しいのであるが、多數者は斯かる準備を行はむとするの用意と資力と場所とを缺くが爲めに、之は極めて少數の人にしか期待せられ難い。又、豊凶は任意に反覆せしむる能はず且つ可なりに年處を隔つるが爲めに備荒を以て正規の商業の目的物となし難きのみならず、費用手數、公衆の嫉視の如き營業上の不斷の諸困難は多大なるに之を償ふべき利潤は稀にしか反覆せざるものであるから、備荒貯藏を投機商人に期待することも出来ない。又、面積狭小にして節約的な政府を戴ける小國に於ては政府が幾多の備荒倉庫を建設して多大の効果を示したこともあるが、國土廣大にして人口多大なる國に於ては、個人よりも借入條件不利にして金融上の不便多大なるのみならず、商業的な事務の管理に於て不便を有する政府の手に於て之を實行することは到底可能とは思はれない。故に、面積廣大にして人口多く、交通機關の發達不充分なる國に於ては、普通商業以外に更に之が補助として凶作に備ふる別個の手段あるを要する。①

(1) *Traité, Liv. I, ch. XVII, § 4* (Ve ed., t. I, pp. 315-20.)

然らば、其の補助手段は何れに之を求め得られるか。Sayは、斯かる手段を三つ挙げて居る。其の云ふ所に従へば第一の手段は商人をして大會社を作らしめるとである。「凶年に備へむが爲めに豊年に際して行はるゝ充分なる準備に依頼し得るのは、僅かに、頗る堅實にして通常の商業資金を有し且つ規約に従ひ作業上の利潤を以て損失を平均せしめることを目的として小麥の買入・保管・入換の事に當らむとする商人の組織する會社によつて斯かる準備の行はれる場合に限られる」のであつて、斯かる場合には、契約者から保障が與へられ、作業は能率を擧げ得べく、消費者の負擔は他の何れの方法による場合よりも僅少なるを得る。<sup>④</sup>第二の手段は食料品の取引に對して最大の自由を許すことである。貯藏及び備荒倉庫は單に凶年に對する食料供給の補助手段に過ぎない。最良にして最大の食料供給は最も自由なる商取引によつて行はれるものに外ならない。人は動もすれば、商人に自由を許せば小麥の買占を行ひ、賣價を高めて生産者及び消費者に貢賦を課するに至ると非難するが、それは理由なきものである。<sup>⑤</sup>故に、交通の便宜を與へ取引

の自由を與へる場合には、假令收穫の不足を化して潤澤ならしむることは不可能なりとしても、少なくとも配給をして生産者及び消費者の双方にとつて最も有利ならしめ得るのである。<sup>⑥</sup>第三の手段は食物の種類を平日から多からしめ置くことである。一國民の給養の基礎たるものが、一種の生産物のみに限られる場合には、其の生産物の缺乏によつて國民は忽ち悲惨なる状態に陥らざるを得ない。然し、小麥又は米の外に、獸肉・家禽・草根・野菜・果實・魚肉の如き多種類の物質を食用に供する場合には、是等の總べてが同時に缺乏するが如きはあり得ざる所なるが故に、食料は一層確實に保證せられる、<sup>⑦</sup>と云ふに在るのである。

(2) *Traité, loc. cit.* (pp. 320-21.)

(4) *do.* (pp. 321-6.)

(5) *do.* (pp. 330-3.)

(3) Sayは、小麥商人に對する世人の非難が理由なきものであることを、大要次の如くに述べて居る。「世人の所謂買占なるものが、若し豊年に穀價の廉なるに際して貯藏を行ふことを指すものさすれば、買占は、必然的に平均を得ざる生産を以て不變の慾望に應ずるの一手段であつて、頗る有益な、又政府の保護・奨励に値する行爲である。若し又、小麥が高價を告げ始めるに際して之を貯藏し、麥價を益々高からしめる

ことを指すものとすれば、それは不當の利益を追求するものに外ならないが、然し之を大規模に行ふことは性質上不可能であつて、未だ大なる弊を生じたことはない。故に商人の投機的買占は恐るゝの要なきものである。最も憂ふべき又免れ難き買占は、無数の個人が自宅で直接の消費の爲め又は原料用として必要なる以上に少量づゝ貯へても全體では巨額に上る所の買占に外ならない。而も買占は、先づ小麥の廉價な場合に行はるゝ其の浪費を警しめ、代用品の使用を行はしめて、茲に一部の貪慾が他の者の不用意を牽制し、恐いで其の貯藏量を出して販賣するとき小麥の價格を緩和するの效用があるのである。若しそれ小麥商人を日して、同胞に買賦を課するものなりと做す非難に至つては、彼等が、小麥の配給の時間的調節に要する資本の支出、倉庫の維持、配慮計畫等の諸困難に對して最も小額の費用を以て打ち勝ち得るものであり、價格の騰落を豫想して之を地方的に調節するものであること、並びに、斯かる活動は之を耕作者、消費者、政府の何れも爲し能はざる所であることを考へるときは、全く其の理由なきものであると云はなくてはならない。 (Traité, loc. cit. (pp. 321-5))

右の如く積極的に自己の所見を述べたる Say は、筆を轉じて政府の穀物政策を批評して居るのであつて、食料品の生産及び取引に關する謬想よりして幾多の憂ふべき且つ相互矛盾せる法規命令の行はれたることを指摘し、是等の法令が小麥投機商人に對する世人の輕蔑危慮の念を喚起したるの結果として小麥商業をば

最も低級なる商人の手中に入らしめ、取引をして秘密の間に頗る高價に行はれしめるに至つた旨を指摘したる後、大要次の如くに論じて居る。曰く。政府が穀價を公定したるとき、却て穀物を、して市場から姿を隠さしめた。そこで小作人に對して穀物を市場に搬出することを命じ私宅に於ける賣買を禁じたが、それでも供給には幾許の増加をも來さなかつた。市場は、憲兵や巡查によつて物資の充實を來すことの出來ないものである。政府自ら穀物の買入を行つて食料供給の實を舉げむと欲すとも、決してそれによつて國民の欲望を満足せしめ得ることなきのみならず、自由商業の行ひ得べかりし供給の途を塞ぐことになる。蓋し、商人は、政府の如く損失を忍んでまでも商業を行ふことを欲しないからである。千七百七十五年にリヨンの行つた政策は正に此の結果を示したのである。一國の消費品が必要品であればあるほど、其の價格を自然價格以下に引下げること益々不可である。政府は、穀物を外國から輸入して國民給養の實を擧げることに於ても同様成功を收めることが出來ない。千八百十七年、佛蘭西政府もパリ市も多大の犠牲を投じて外國から小麥を買入れて首都に食料を供給することを試みたが、麵

麩は頗る高價であり、其の重量は不足であり、其の品質は粗悪を極め、而も遂には此の種の麵麩さへも手に入れ難くなつた。<sup>(6)</sup>

(9) *Traité, loc. cit. (pp. 326-9)*

以上述べたる所から見れば、穀物商業に關する Say の意見は個人的自由商業の謳歌と國家的干涉の排斥とに盡きて居るが如くであるが、然し、何れの問題に於ても然りしが如く、此の場合に於ても右の自由の原則に對して例外を認めて居る。即ち曰く、予は讀者が、自由の利益に關して予の述べ來れる所を一切の場合に適用することなからむことを希望す。凡そ絶對的なる議論ほど危険なるものあることなし：最良の方法は、善良なるものとして既に人々の間に知られたる原則に向つて常に進み、其の作用が不知の間に而も必ず有效に行はるゝが如き手段によつて此の原則に立ち歸るに在りとの。斯くして Say は、穀物の價格が豫じめ定められたる或る定額を超ゆるに至つた場合には其の輸出を禁ずるか、又は之に稍高率の輸出税を課するが如き方法を取るを適當とするであらうと云つて居る。又、千八百十五年以來英國に於て外國の穀物が内地産の穀物の三分の二の價格を以

て供給せられ得るに至りし場合の如くに、廉價か勞資の轉向かの何れかを撰擇せざるべからざるに至つた場合には輸入に制限を加へるを適當なりと做して居るのである。<sup>(6)</sup>

(7) *Traité, loc. cit. (pp. 333-4)*

(8) *do. (pp. 333, 337)* — 英國に於ては此の當時、輸入自由論者と輸入禁止論者との間に激烈なる論争が行はれたが、Say は兩派の論據を比較したる後、之に批評を加へて居る。其の大意に曰く「輸入禁止論者は、戦時に際し、並びに輸出國自身に於て缺乏を生じたる場合に際して、外國の爲めに饑餓に陥らしめらるゝことなからむが爲めには自國の耕作を奨励するの必要あり」と論ずる。之に反して輸入自由論者は、輸入の自由を許すときは諸外國に於ては英國への供給を目的として耕作の擴張が行はれて、假令敵國となれる場合に於てすらも小麥を英國に賣らざるを得ざるに至るべく、且つ、常に多額の豫備と蓄積とを保有して缺乏を回避せしめ得るであらう。是等の諸外國が總べて同時に不作に陥ることあるべしは想像され難き所である。自ら小麥を産せざる國こそ決して缺乏にも暴露にも曝さるゝことなきものである、と論ずる。思ふに、小麥の輸入を自由ならしむるときは、自國の穀物生産を荒廢に歸せしめるの重大なる弊を生ずることを看過してはならない。國民の最も重要な慾望を満足せしむるの資料を餘りに遠方から仰ぐときは思慮ある業ではない。工業者

の利益を害してまでも農業者の利益を保護せむが爲めに小麥の輸入を禁止するが如き法律が悲しむべきものであることは之を認めるが、租税・公債・外交・裁判所・軍備等の負擔は現に農業者に對しては工業者に對してより一層重く掛つて居るが故に、弊害によつて破られたる自然的の均衡を恢復せむが爲めには更に一個の弊害を以て之に對するの必要がある。然らざれば、農業者は總べて化して工業者となり、社會の存立は危くなる<sup>(a)</sup>。(pp. 334-8.)

## (七)

Say は社會の經濟を論ずるに當つて所論の重心を生産に置いて居る。従つて經濟生活に對する國家の干涉を論ずるに當つても分配の方面に關しては餘り多くを言つて居らない。然し、其の賃銀に關して述べて居る所には茲に吟味するに値するものがある。

(1) 慶應義塾大學經濟學部編『經濟學說研究』二七七頁參照。

Say は勞働を一個の商品と見、賃銀は之を生産的勤勞の價格と見て居る。従つて、賃銀の高は、一般商品の價格と同様に需要供給の關係で定まる、と做して居る。(2) 勿論、熟練勞働者たるは不熟練勞働者たるによつて其の賃銀の高には相違あることを認めて居るが、其の中でも、後者の部類に屬する勞働者の賃銀は僅かに勞働

の供給に不足なからしむるに要する程度に定まると做して、早く既に「Turgotによつて道破せられRicardoによつて有名となつた所の所謂「賃銀の鐵則」を説いて居る。其の意に曰く、單純なる不熟練勞働は、生命と健康とある限り何人も能くし得る所なるが故に、其の供給量は需要量の増加に伴なつて容易に増加することが出来る。従つて其の賃銀は、生活維持の爲めに嚴に必要なる高以上に出でることが稀である。茲に生活維持とは、勞働者自身の生命又は勞働力を辛うじて維持することを指すにあらずして、其の國の風習に従つて「且つ、自然通常の状態に於て家族を維持し子女を養ふことを意味する。賃銀が斯の意味の生活維持に要するもの以上の上れば人口が増加して勞働の供給量を増し、賃銀がそれ以下に下れば死亡者が殖えて勞働の供給量を減じ、斯くして賃銀は勞働者階級を永久に維持するに要する程度の附近を彷徨して永くそれ以上に止まることはない、と。(a)

(a) Cours, V. Partie, ch. x, (p. 332.)

(a) Cours, loc. cit., (p. 333); Traité, Liv. II, ch. VII, § IV. (Ve éd., Tome II, p. 276-7.)

Say は、單に賃銀が生活維持に要する費用の程度に定まると事實を説明するの

みに止めては居ない。既に労働者階級は其の地位の頗る不利なるものある以上、其の消費に多大の増進を來さむことは決して憂ふべきことではない、人道の點から見れば、彼等と其の家族とが、氣候及び季節に應じたる衣服を纏ひ、其の住居には健康に必要な面積と換氣と温度とが取り入れられ、其の食物が衛生的であり、分量に於て不足なく、且つ、幾分か種類も多く嗜好にも合するものとなることが望ましい、と云つて居る。<sup>(8)</sup> 然し、賃銀決定上に於ける労働者の地位には甚だ不利なるものあると述べて、此の希望は果され悪いことをも認めて居る。「賃銀は利害相反する労働者と企業者との間の契約によつて定められるのであつて、前者は出来る限り多くを得むと欲するものではあるが、此の折衝に於ては企業者の側に利益がある。企業者の數には制限があること、労働者の數の制限は生活資料の不足の場合に限られることの二事實の結果として、企業者は労働者に對して獨占の地位に在る。加ふるに、企業者は財産に擁護せられるの地位に在るのであつて、労働者が數週間を無爲に過せば極度の悲慘に陥らざるものなきに反して、企業者は一人の労働者をも働かしめずとも概ね數年又は數ヶ月を生活し得ざる者はない。此

の地位の懸隔は賃銀の高に影響を與へざらむとしても能はざるものである。<sup>(9)</sup>

(8) *Traité, loc. cit. (t. II, p. 286-7.)*

(9) *Traité, loc. cit. (p. 290-1); Cours, loc. cit. (p. 334.)*

加之、斯かる不利なる地位そのものも頗る不安定である。「一國の衰頹するとき、一國に生産手段・知識・活動資本等の少ないときは不熟練労働者に對する需要も漸次減少し、賃銀は生活維持費の程度以下に下つて人口の減少を來す。而も同じ割合で雇傭の途を減じて此の階級に惰ち込んで來る熟練労働者―不熟練労働者の仕事を技能によつて一層有能に實行し得る熟練労働者―の爲めに益々其の地位を奪はれる。<sup>(10)</sup>」工場労働者の賃銀は農園労働者の賃銀よりも高いけれども、屢悲しむべき變動に際會するのであつて、戦争や禁止的法律や單なる流行の變化すらも従來の労働需要の方面に於ける變動を來して致命的打撃を蒙る。蓋し、所得が嚴に必要な限度に止まる階級に於ては、所得の僅少なる減少でもそれは少なくとも家族の一部にとつては死の宣告たるが故である。<sup>(11)</sup>

(10) *Cours, loc. cit. (p. 334.); Traité, loc. cit. (t. II, p. 280.)*

(11) *Traité, loc. cit. (t. II, p. 282.)*

斯くの如く勞働者、特に不熟練勞働者の地位の頗る憐れむべきものあることを確認する Say は、此の故に何れの政府と雖も突發事件によつて賃銀が生活費以下に低落するに至れる場合には貧民階級に對して救助を興へたりと云つて、消極的に勞働者の現状維持の爲めの干渉を行ふことを是認して居る。而して、其の實行に關して、從來は其の方法を誤つたが爲めに救助は目的に副はなかつたことを指摘し、救助を有效ならしめむが爲めには賃銀下落の原因を尋ねることを要すと做し、其の原因が收穫の豊凶の如く、性質上永續的ならざる場合には、此の變動によつて苦しむ不幸な人々に對して一時的の救助を興へるに止めるを可とするも、反對に其の原因が新生産方法の發明、新商品の輸入、多數消費者の外國移住等の如き永續的のものなる場合には、金錢を以てする一時的の救助は單に勞働者の困窮の時を遅らせるに過ぎないから、宜しく無職者に永續的な新職業を興へ、新生産部門を保護獎勵し、遠地に企業を組織し、植民地を設ける等の手段を採るべきである、と云つて居る。

(L) Traité, loc. cit. (t. II, p. 283-5)

加之、Say は更に一步を進めて、勞働者の地位の向上の爲めに或る程度まで積極的に干渉することを當然の處置とさへ認めて居る。即ち云ふ。「勞働者の利益は雇主の利益に比して事物自然の性質に保護せらるゝこと少なきが故に、何等の攪亂を來すことなく又取引の自由を傷ふことなくして爲し得る限りは、政府は勞働者の利益を保護すべきものなること疑を容れず。」<sup>6)</sup>「勞働者は欲望多くして賃銀少なし。而も事物の本性並びに社會の上層階級の向上は勞働者の賃銀を一層低下せしむるの傾向を有す。是れ社會の一厄災とすべき所なるも、之を完全に打破することを得ず。然れども、良好なる制度によりて之を緩和することは可能なり」<sup>6)</sup>と。斯くして Say は、企業者間に於ては意思疏通を計り賃銀を協定することも容易に行はれ得るに反して、勞働者間に於ては共謀を企つるや騷擾の形式を呈せざるを得ざるの不利あるが故に、勞働者の共謀のみを罰せずして、雇主の共謀を保護すると同一程度に於て勞働者の共謀を保護するは、事理を解する政府の當然に爲すべき所であると做して居る。又、國の利益は輸出の中に在りと思惟する論者は、勞働者の組合共謀は輸出品の騰貴を來し其の輸出を阻害して國の繁榮を害する



ものであると論ずるも、國內の多數階級を悲慘の狀態に維持することを内容とする繁榮とは抑、如何なるものなりや、と難じて居る。更に、賃銀高きときは労働者は働くこと少なし、寧ろ缺乏によりて之を刺戟するを可とす、とは屢、雇主の口にする所なるが、其の誤れることは既に Smith の論破せる所なり、とも云つて居るのである。(10)

(8) *Traité, loc. cit. (t. II, p. 293.)*(9) *Cours, loc. cit. (p. 334-5.)*(10) *Traité, loc. cit. (t. II, p. 293.)*

然しながら、Say が労働者の地位の維持又は向上の爲めに政府に於て行つて可なりと認める積極的干渉の程度は、之を例へば de Sismondi のそれに比較すれば極めて少ない。尤も Say は、de Sismondi が個人的契約に國家の干渉するの結果に頗る不利なるものあることを原則上は認めつゝも、契約者の一方が特に負擔の重き條件を承諾せざるべからざるが如き地位に在る場合には法律は進んで之に力を貸す所なかるべからずと思惟する其の意見には賛成せざるを得ずと傲して居る。

而して此の意味に於て英國の幼年職工の年齢を制限する最良の立法を承認せざるを得ず。それは労働者社會の自然的弱點と幼齡とを保護せむとするものなり。貧しき父は生活の困難を大ならしむるものなりとして之に反對すべきも、幼年者を労働せしむる家庭に子女の増加するは人の知る所なり。此の場合に、産兒の増加を助成するは彼等の悲慘を助成する所以に外ならず(11)とさへ云つて居る。然し Say は、de Sismondi が「労働者の賃銀低廉なるときは雇主の利潤を増加せしめるものであるとの原則から出發して、悲慘に陥れる労働者を救済するは雇主の義務なり」と結論し、一方に於て雇主をして労働者を常に扶養するの義務を負はせつゝ、他方に於ては其の負擔を過大ならしめることなからしめむが爲めに、雇主に労働者の結婚を防止し得るの権限を認めて居るのを見て、斯かる提案は賞讃すべき博愛心に出でたるものではあるが、社會の一部をして他の一部を支持するの責を負はしめ、前者をして後者に對し労働せざるべきにも支拂を爲さしめるのは前者の所有權を侵害する所以であり、且つ、最も神聖なる所有權の對象たる人體を制禦する權能を前者に與へるのは後者に對する最大の所有權侵害であると評して居り、

又、低廉なる賃銀によつて利する者は企業者にあらずして消費者即ち全社會なるが故に、貧民が社會の責任の下に來るとも、それは社會が他方で消費の爲めに支出する所に減少を來すの一事によつて優に償はれると做して、貧民救済を國家の責任たらしめて居る。(11) 而して更に他の個所では、雇主をして勞働者の敢て承諾する金額以上の賃銀を強いて勞働者に支拂はしめるとは、財産を侵害し取引の自由を侵害する所以であつて、其の結果は勞働者自身にとつても一層不利なるものがある、とさへ論じて居るのである。(12) Sayの態度が、勞働者と雇主とを公平に取扱ひ勞働の自由なる取引に對する障礙を除去するの範圍に於て國家の干渉を認めに過ぎずして、de Sismondiとは可なりの隔りがあり、結局古典學派の埒内に踐み止つて居ること、以て見るべきである。

(11) Cours, loc. cit. (p. 335.)

(12) Traité, loc. cit. (t. II, p. 291-2.)

(13) Cours, loc. cit. (p. 334-5.) 三田學會雜誌、本年四月號、抽稿、一二七—八頁、參照。

## (八)

以上吾人は紙數を重ねて、生産及び分配の方面に於ける國家の干渉に關してSay

が如何なる見解を有したるかを第二節以下に於て個々の具體的の問題に就いて窺つて來た。今、此の見解をば多少抽象的總括的に表明する彼れの意見を知らむと欲せば、吾人は之を、彼れが Cours に於て、それ以下の諸章に取扱はれる具體的經濟政策論に對する總論の意味を以て述べたる第四部第七章の所論に求めるとが出来る。以下、其の概要を窺つて本篇の結びとするとさしたる。彼れは云ふ。

「政治上、民事上、刑事上の諸法律は、複雑にして且つ相反する幾多の利害を制規するものなり。：：而して之が制定に關しては、或る者は主權によつて專斷的に定むべしと云ひ、或る者は慣習によつて決すべしと云ひ、又或る者は自然法を基礎とし、自然的公正の命ずる所を基礎とすべしと云ひ、更に或る者は最大多數者の最大幸福を標準とすべしと云ふなど、議論歸一する所なし。然るに、國民的利益を助成することを目的とする經濟立法に關しては斯かる異論は生じ得ず。經濟立法に於ては何物も專斷的なるもの存することなし。手段に關しては意見の相違あり得べきも、目的は明白に示され居れり。唯、社會の利益は何物より成れりや、如何なる立法が社會にとつて有利なりや、を知るを要するのみ。而して之を知るには、社

會的の事物の本性と是等の事物相互間の作用とを研究するを以て最良とするも、それは正に經濟學の教ふる所なりとす。……」

「然るに、茲に經濟立法を支配する所の忘るべからざる一事項あり。一個の法律及び一個の行政的制禦は、一人より財産を奪つて之を他の人々に與ふることは爲し得るも、然し財産及び富を創造することを爲し得ず、といふこと即ち是れなり。蓋し、富の根源は要具即ち資本及び土地に助けられたる産業的活動の中にのみ存するを以てなり。尤も、産業的活動が或る立法の下に於て他の或る立法の下に於けるよりも一層容易に發展し得ることは洵に眞實なり。然し、最大の發展は、富の創造の唯一の手段たる人間の能力の行使に對し、並びに、土地及び資本の使用に對して、最少の障礙を與ふる所の立法の下に於て起り得るものなりと思惟するを以て自然的なりとす。又、或る生産物が獎勵及び褒賞の誘惑によつて増加し得ることも頗る眞實なり。然し、若しそれが他の生産物の負擔に於てなりとせば、此の獎勵は社會をして何物をも贏得せしむることなし。若しそれ、一方を獎勵する以上に他方を沮害すことせば、單に自然的公正の侵さるるのみならず、社會は之によつて損失を來すものなり。眞の獎勵品、何人にも毫も費やさしめず又之を受くるに値する者に對してのみ與へらるゝ獎勵品は、各人が其の勞働と其の土地及び資本の活用とより收受する所の果實そのものに外ならず。然るに、斯かる獎勵は、各市民の身體と財産とに對して常に與へらるる保護より生ずる獎勵なり。故に吾人は、之よりして一般論として、産業にとつて最も有利なる立法は、萬人をして最高限度に身體及び財産の自由と安全とを得しむる所の立法でなり、と結論す。

「諸政府は、産業に對して有利なる方向を與へ得と信じ易く、若し其の與ふる刺戟已まば社會に必要な或る種の物品を缺くに至ると想像し易し。政府の事理を解するの少なきほど、此の種の誤謬を免るること一層困難なりとす。如何にも、農業者に對して播種に必要な小麥の貯藏を命ずる注意は、一見したる所、最も賢明なるものたるかに見ゆ。而して斯かる施設の辯護の爲めには、或は人間は豫見心を缺き動もすれば現在の爲めに將來を犠牲に供せむとし易きものなりとしか、或は目前の利益の誘惑は頗る危険なるものありて斯くも重要な注意警戒に關して自利のみに依頼することを得ずとしか、或は、若し短見又は必要に驅られて穀倉中よ

り次期の收穫の保證を搬出することありとせば全國民を如何せむとか云ふが如く、種々の議論提出せられ得べし。然しながら、種子の貯藏に對する監督と監督官吏となきが爲めに播くべき種子を缺くに至りしこと、厄災の最も甚しかりし時に於てすらも果して是れありしや否や。斯くて吾人は、殆んど常に、時宜に適したる處置を行ふの配慮は之を自利に依頼し得るのである。政府の有用に行ひ得る唯一の配慮は、一部の人々の利益が他の人々又は公衆の權利に侵害を齎らすことを妨止することにより、政府の眞の使命は即ち茲に存す<sup>(1)</sup>のと。

(1) Cours, IVe Partie, ch. 7. (pp. 254-5.)

吾人は本篇第一節に於て、Sayは功利の原則に據り政府の行爲の生せしめる結果如何を説示して居る旨を述べたが、彼れは、斯かる結果を斷定するに當つては、個人の自由の制限又は之に對する人爲的嚮導を結果する國家的干渉を以て個人の産業所有權の侵害と見て居るのであつて、財産論が經濟政策論全體の一基礎となつて居ることは右の引用によつて明かに觀取せられ得る所である。猶ほ、各種産業相互間の關係並びに内國と外國との間の關係を考慮するに當つては、市場理論の系論たる經濟的連帶觀が基礎として取り入れられて居ることを茲に附言して置く<sup>(2)</sup>。

(2) 本誌、十三年十一月號、拙稿「シャーン・パテイスト・セイの財産論」。同、十四年四月號、拙稿「生産消費の均衡に關する論争」三〇—三九、一二七—八頁等、參照。